

# 国民年金保険料が変わります

## 平成22年4月からの国民年金保険料

第1号被保険者の定額保険料 月額15,100円  
(前年度より440円増)  
保険料額の付加保険料 月額 400円

## 平成22年度一部免除期間の保険料額(1か月分)

4分の3納付(4分の1免除期間) 11,330円  
半額納付 7,550円  
4分の1納付(4分の3免除期間) 3,780円

## 前納保険料額も変わります

納付方法	1か月分	6か月分	1年分
現金支払	15,100円	90,600円	181,200円
現金支払・クレジット納付(前納) 【割引額】	1か月前納はありません。	89,860円 【740円】	177,980円 【3,220円】
口座振替(前納) 【割引額】	15,050円 【50円】	89,570円 【1,030円】	177,400円 【3,800円】

## ～国民年金の手続きは忘れなく～

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金に加入することになっています。

加入する年金の種別は、自営業者や学生などが加入する第1号被保険者、厚生年金や共済組合などに加入している第2号被保険者、その第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者(年収130万円未満)である第3号被保険者の3種類に区別されます。

ご本人や配偶者の就職、転職、結婚などの人生の節目には、国民年金の種別変更の手続きが必要となる場合があります。手続きを怠ったり、遅れたりすると、万が一、病気やケガで障害が残ったときや、亡くなられたときに、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取れなくなる場合もありますので、ライフスタイルが変わった際には忘れずに手続きしてください。

こんなときには手続きが必要です	被保険者種別	手続き先
学生やフリーターなど、厚生年金や共済組合に加入していない方が20歳になったとき	第1号	各庁舎窓口センター
第2号被保険者に扶養されている配偶者が20歳になったとき	第3号	配偶者の勤務先
配偶者が就職し、第2号被保険者に扶養されるようになったとき	第1号 第3号	配偶者の勤務先
60歳になる前に会社などを退職したとき	第2号 第1号	各庁舎窓口センター
会社などを退職し、第2号被保険者である配偶者に扶養されるようになったとき	第2号 第3号	配偶者の勤務先
配偶者が退職し、第2号被保険者に扶養されなくなったとき	第3号	各庁舎窓口センター
パート収入が130万円を超えたときなど、配偶者の扶養から外れるようになったとき	第1号	各庁舎窓口センター

## ～学生のみなさんへ～

国民年金制度には、学生で前年所得が基準額以下の方を対象に、手続きして承認を受けることで保険料納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。学生納付特例制度をご希望の方は、忘れずに手続きしてください。

### 【対象者】

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校などに在籍する学生(各種学校の場合、修業年限が1年以上であることが必要です)

### 【所得の基準額】

学生本人の前年所得が118万円以下(扶養親族などがある場合は、その数に応じて加算されます)

### 【承認期間】

4月から翌年3月までの学生である期間

### 【申請方法】

各庁舎窓口センターに、年金手帳、学生証または在学証明書、印鑑を持参し、手続きしてください。学生納付特例の承認を受けられた場合で、翌年度も引き続き在学予定の場合は、3月下旬から4月上旬にかけて、日本年金機構からハガキ形式の学生納付特例の申請書が届きます。

問い合わせ 市民安全部保険・医療課(滝野庁舎)  
☎48-3002

## 年金相談が開催されます(予約制)

明石年金事務所の職員による年金相談が開催されます。

日時 5月28日(金) 10:20～15:30

場所 社福祉センター

内容 年金請求手続き、年金加入期間の確認など

申込開始 5月6日(木)～

定員になり次第締め切り

申込方法 電話で住所、氏名、生年月日、基礎年金番号、電話番号、相談内容をお知らせください。

申し込み・問い合わせ 市民安全部保険・医療課(滝野庁舎) ☎48-3002